

犬の飼育について

■狂犬病予防接種を受けましょう

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の犬には、毎年 1 回（接種時期：4 月～6 月）の狂犬病予防注射が義務付けられています。市の集合注射または動物病院で接種することができます。

■散歩のマナー

犬の運動・散歩のときは、ビニール袋や汚れを落とすための水等を持参し、フンの後始末をしましょう。動物が苦手な方もいます。犬の予期せぬ行動に対応できるよう、必ずリード（引き綱）をつけましょう。

■放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、県の条例により禁止されています。



犬の登録と届出について

登録されていない犬を新たに飼い始めた場合は（子犬は生後 91 日以上になったら）、30 日以内に登録と鑑札の交付を受けてください。

受付場所：環境衛生課、美都地域総務課、匹見地域総務課

登録手数料：3,000 円

■次の場合には届出が必要です

- ・飼い主や住所が変更になったなど、登録事項に変更があったとき
 - ・飼い犬が死亡したとき
 - ・益田市へ転入したとき
- 必要なもの：他市町村での登録が確認できるもの（鑑札など）

人も動物も幸せに暮らすために

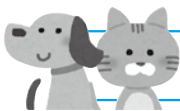
犬・猫の 飼い方と 関わり方



9月20日～26日は 動物愛護週間です



動物愛護管理法では、動物の愛護と適切な飼育についての理解と関心を深めることを目的として、毎年9月20日から26日までの間を「動物愛護週間」と定めています。



高齢の方による飼育

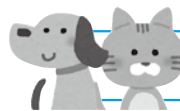
飼い主の高齢化により、飼育を継続することが困難になるケースが増えています。

■最後まで責任をもってお世話をする事ができますか？

新しく動物を迎える前に、その命を終えるまでお世話をすることができるかどうかを考えましょう。

■もしもの時の対策をしていますか？

入院時や最後までお世話ができなくなった場合など、万が一のときに備えて、一時的な預かり先や引き取り手を決めておきましょう。



身元表示をしましょう

突然の災害など、万が一のときに備えて、日頃から鑑札と注射済票（飼い犬の場合）や迷子札、マイクロチップなどを装着し、身元表示をしておきましょう。

飼い犬には必ず
鑑札・注射済票を装着！



室内飼育の猫にも迷子札などを！

*迷子になったときに見つかりやすくなるほか、飼い主がいることの証明になります。



猫との関わり方、 どうしたらいい？

勝手に敷地に入ってくる。

飼い主のいない猫のために何かしたい。

猫への思いは さまざまです。

野良猫がお腹を空かせていてかわいそう。

フンや尿をされて困っている。

鳴き声がうるさい。



処分されるのはかわいそう
だけど、増えるのは困る。

地域には、猫が好きな人、苦手な人、関心がない人などさまざまな方が暮らしています。

いろいろな考え方の人がいる中で、人も猫も安心して暮らすためには、地域での問題の共有と理解・協力が必要です。

まずは、知ってください！

無責任なエサやりは
不幸な猫を
増やしています！

野良猫にエサを与えるだけでは、飼い主のいない猫を増やすだけ

- 増えすぎた猫は、鳴き声やフン尿などにより環境侵害を起こしてしまいます。
- 猫は繁殖力の強い動物です。繁殖サイクルが早く、一度に4～8頭の子猫を産みますが、多くの野良猫の子猫は、病気や栄養不良、事故などにより、どこかで命を落としているのです。

エサを与えるのであれば、飼い猫として迎え、責任をもって飼いましょう。
自ら飼うことが難しい場合は、新聞などで新しい飼い主を探しましょう。

飼い主さん、
「うちの子は大丈夫」
と思いませんか？

猫に関する苦情は野良猫だけではありません

- 外飼いの場合、飼い主の知らないところでご近所に迷惑をかけてしまうこともあります。
- さらに、不妊・去勢手術をしていなければ望まない繁殖をしてしまいます。

飼い猫の健康・安全の保持のため、また、ご近所トラブルを防ぐため、
猫は室内で飼いましょう。

そして、むやみな繁殖を防ぎ、適切な飼育環境を維持しましょう。

猫による被害にお困りの方へ



猫が庭などに入らないようにする方法

その1 臭い作戦

市販の忌避剤やかんきつ類、香りの強いハーブなど猫の嫌いな臭いで猫が近づきにくくする。



その2 妨害作戦

砂利や枯葉など音が鳴るもの、市販のとげとげシートなど歩きにくいものを置くことで侵入を防ぐ。



その3 びっくり作戦

センサー付き防犯ブザーや超音波発生器などを設置し、びっくりさせて警戒するようにする。



注意) 個体差があるため、全ての猫に効果があるとは限りません。

猫は愛護動物です。虐待にあたるような行為は法律により罰せられます。

【問い合わせ先】 市環境衛生課 ☎ 31-0201